報告第12号

専決処分(和解及び損害賠償の額の決定)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月28日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成30年8月6日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相 手 方
- 3 事 故 の 概 要 平成30年6月10日(日) 9時50分頃、南風原第一団地 9号 棟付近において、草刈り作業中に駐車場から出ようと後退した際、公用車の荷台の後ろと右折しようと停車していた車両の右 側後部が接触、破損させた。
- 4 損害賠償額 78,500円